

# 第13回

## 政策評価に関する有識者会議

2008年6月11日

金融庁 総務企画局

午後4時00分 開会

○古澤政策評価室長 本日は、先生方お忙しい中をありがとうございます。

時間ですので、政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきたく存じます。

富田先生は、最初にご欠席というご連絡をいただいていたけれども、ちょっと遅れるけれどもいらっしゃってくださいと連絡をいただいております。それから、関先生からは、お手元でございますが、ご意見をいただいておりますので、またご紹介させていただければと思います。

では、片田座長、よろしく願い申し上げます。

○片田座長 皆様、ご多忙中のところをご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、議事次第に従いまして、「金融庁における政策評価に関する基本計画（案）」及び「平成20年度金融庁政策評価実施計画（案）」について、まず事務局より説明を受け、それから先生方からご意見を伺いたいと存じております。

では、よろしく願いいたします。

○古澤政策評価室長 まず、お手元でございます「金融庁における政策評価に関する基本計画」（新旧対照表）をざっとご説明させていただければと思います。事前にお配りさせていただいておりますので、もうポイントだけにとどめたいと存じます。

1 ページ目でございますけれども、まず今回、計画期間が最初に1のところがございますように平成20年7月1日から24年3月31日となっておりますが、これは会計年度にそろえるということと、それから計画期間を今までの5カ年計画から短縮したいという、その2つの趣旨でございます。

それから2点目でございますが、次の2ページ目の最初の左の上のところでございます。基本的な考え方ですが、これは他の役所との並びも見まして、3番目の項目として、経済財政諮問会議において提示された重要対象分野で金融庁が所掌するもの、それから指定等法人、金融庁で申しますと、株式の保管振替機構とかアクチュアリー会に対する指定・登録等に係る事務・事業。内閣全体でこういうものを政策評価に取り上げようという趣旨でございます。

それから、3ページ目の左下のところ、事前評価でございます。規制の事前評価の実施ということで、金融庁は規制の事前評価はたくさんございますけれども、ここの部分を事前評価の方式の中に、基本計画の中に加えています。

それから、評価の対象ということで、②でございますけれども、「規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策」というものを加えています。本

件につきましては、規制改革会議とか経済財政諮問会議の方でも規制評価の第三者評価の実施など、レベルアップの議論がされているところで、我々としても次の基本計画の課題として取り上げたいというものでございます。

それから、最後でございますが、ページで申しますと8ページ以降でございます。今までは現行版の右のように、「法定任務、基本目標、重点目標、政策」と4層で整理しておりましたが、今度は、少しシンプルに整理しようということで、「基本政策、施策目標、施策」と3層にしたいということでございます。

以上が基本計画でございます。

次いで、これも大部なもので恐縮ですが、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」という資料がお手元にあるかと思います。真ん中に「(案)」と書いてございます。これも事前にお届けさせていただいたものと基本的に同じでございますが、1点だけ、金商法(金融商品取引法)の改正法が6月6日に成立いたしましたので、それに関する表現を変更しているというのが中身の変更です。

あと、これもポイントだけでまいります。最初からまいります、まず11ページ、施策Ⅰ－1－(1)、この項目がいわば監督局の所信表明のような項目でございますけれども、主な変更点といたしましては、12ページの「市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応」、この部分が今年新しく追加になっている部分でございます。

それから、その次の施策Ⅰ－1－(2)という項目が13ページにあるかと思います。これが検査局のいわば所信表明ということでございますが、これも主な事務事業①の「重点的・機動的な検査に向けた取組み」ということで、今までの表現を相当、今年向けに変えたものになってございます。

それから15ページが、国際室の所信表明、施政方針ということでございます。特に、①の項目に「また」以下のパラグラフが2つございますが、この両方のパラグラフが今回20年度の実施計画の中で付け加わっているものでございます。

それから19ページ以降でございますが、総務企画局は項目が多岐にわたりますが、19ページが特に利用者保護、消費者保護も踏まえた、今年の施策ということでございます。1点、ちょっと細かい点ですが、施策Ⅱ－1－(1)の19ページの真ん中ぐらいに測定指標がございまして、ここに参考指標とございます。これは、多重債務問題でよく出てまいります複数の借入れを行っている多重債務者の件数登録状況というものも、この中で参考指標として取り上げたものでございます。

次に26ページ、27ページでございます。これが証券取引等監視委員会の所信表明ということで、26ページでございますけれども、例えば①の項目の「金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視」という中身が、20年度ということで大幅に変わっております。それから、27ページの③の項目でございますが、課徴金制度も、先ほど申し上げました金商法の一部改正法の施行の話もここで盛り込んでいるというものでございます。

それから、28ページ以降がまた総務企画局の案件になりますが、市場課の案件。

29ページが企業開示課のコンバージェンスの問題。

30ページは引き続き企業開示課で、格付会社のあり方というのも、ここで掲げてございます。

31ページが、公認会計士・監査審査会の所信表明部分でございます。31ページ、32ページで、例えば、「公認会計士試験の実施の改善」などもここで触れてございます。

その次の項目でございますけれども、政策の部分がずっと並んでございますが、1点だけ補足させていただきますと、43ページ、44ページ、これも事前にお届けさせていただいた際にちょっとご議論が出た点ですが、地域の中小企業の事業再生とか再生支援といったものも44ページの③、④のところで触れさせていただいています。

最後に、これも今年の特徴でございますけれども、45ページ、46ページ。ベター・レギュレーションの関係で、例えば、46ページでございますが、「プリンシプルの普及・啓発」というのを最後に載せているというのが、今年の特徴かと存じます。

簡単でございますが、以上でご紹介とさせていただきます。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々からのご意見、そして当局側との質疑応答、対話ということになるわけですが、いつものように、お2人ずつご意見を言っていただきまして、そこで一区切りいたしまして質疑応答をしていきたいと思っております。

大変恐れ入りますが、吉野先生、最初をお願いいたします。

○吉野委員 いつも最初の方で当てていただいて、ありがとうございます。ランダムになるかもしれませんが、幾つか申し上げたいと思っております。

全体の流れとしましては、金融行政を考えていただく場合には、利用者と、供給者と、それを真ん中で結ぶ市場と、この3つがやはり一番重要だと思います。供給者と真ん中の市場と利用者。それぞれがトランスペアレントで、そして使い勝手が良いかどうかということだと思いますが、全体の流れとして、日本は新しいイノベーションを生むような市場になっているのかどうか。例えばアメリカですと、いろいろなことをうまく作りながら、新しい金融技術という

のが出てきていると思うのですが、日本の場合にそれができているかどうかということで、ちょっとアネクドットなことを申し上げますが、昔、ある損害保険会社の方が、株とかいろいろ損をした人たちのために保険を作れないかと、当時、大蔵省に聞きに行ったらしいんです。まさにそれがデリバティブズとかそういうものの本当はオリジンだったんですが、その時に当時の大蔵省の担当の方は「そんなことを損害保険でするのはけしからん」と。つまり、金融機関はリスクを自分で取るべきであって、そのリスクを投げるようなことはするなという当時のお答えだったらしいです。それで、日本の損害保険の方々は、その時にデリバティブズとか派生商品とかを証券化するのを止めたというのがあったらしいんです。そういう意味では、新しいことをやろうとする方々に対して、そういう土壌をきちんと出していただけないと、競争力は出ないんだと思います。そういう意味では、市場自身が本当にそういうものを生むようなところになっているのかどうかということが一つありました。

それから2番目は、今のに関連して、供給者との間ではお昼に会っていただいたり、だいぶ対話をしていただいているので、良いところは出てきていると思うのですが、利用者からの声は、うまく取れているのかどうか。ある一部のグループだけからの利用者の声ですと、それは本当の全体でないと思います。特にその関係では、金商法で今、申し上げた供給者がどう考え、利用者がそれによってどれくらい利便性を受けているのか。また、そこでさらにフォローアップしなくてはいけないところがあるのではないかと思いますので、ぜひ金商法の後の供給者・市場・利用者の3つから見ていただければと思います。

3番目は、インターナショナルな国際のところですか。ここでは、最近、日本の金融庁の方々が頑張っていただいて、国際的なルール作りに随分貢献していただいていると思います。そこで感じますことは、ある部署に関して少し長目にやっていただくと。特にインターナショナルなリレーションというのは、人と人の付き合いが多いものですから、2～3年でぐるぐる回るというのではなくて、ある所の特定的の方々に対しては長くやっていただいて、向こうの担当者との間で、あうんの呼吸でうまく日本の意見なども言っていただけると。そういう国際的なルール作りに日本が有利なように、ぜひ活躍していただきたいと思います。

4番目は、これも少し大きな話になるんですが、アジアでいろいろ見ていますと、日本の競争力というか、大使館とか、そういうところの競争力が落ちてきております。例えば、タイでスカイトレインという電車があるんですけども、それは結局ドイツが受注したわけです。ここは、もっと大使館も含めて日本が頑張れば、日本が受注できたかもしれないんです。そういうところが、どんどん日本から失われております。その大きな理由は、諸外国が日本から情報

を取る必要がなくなってきた。逆に言いますと、彼らは中国とか他の国の情報を取りたいんです。昔は、大使館の方が何もしなくても、日本に対していろいろ聞きに来られていたようです。ところが、最近では、中国とかその他の国の情報を欲しい、日本からはあまり情報を要らないという姿勢になりましたから、担当の大使館とかいろいろなところの方々が自分で情報を取れて、相手の政府との間でやっていけないことがない、できなくなってきたと思います。韓国の新幹線も結局フランスがとったわけですが、韓国の人に酒を飲みながら聞いてみますと、鉄道というのは日本が敷いたんだそうでありまして、本当のルールからいけば日本の鉄道を敷くのが一番良かったと。政府が頑張っただけでフランスの新幹線を採用することになったらしいんです。そういう意味では、金融業で海外に出ていかれる場合も、金融の方々が向こうでいろいろ、こういうところがやりにくいか、向こうの政府のこういうところが日本の使い勝手が悪いというときに、どうやって日本の金融庁も含めた官庁の方々がそれを手助けしてあげられるかと。これは、昔からこういうのは良くないんだというのがマスコミの一部にありますけれども、諸外国はこういうところで頑張っているわけです。そうであれば、日本の金融庁も含めて、国際室が国際局と一つになって一つランクを上げていただいて、そこでもう少しアジアを中心とした海外に出やすいような、そういう良い意味での官と民の協調関係というのを作っていただけないかなということがございます。

5番目は、検査に関しまして、センスの良い検査というのを、ぜひ今後とも続けていただきたいと思います。それによって、前にも申し上げました慶應（義塾大学）の卒業生も、随分、金融機関に就職している者が多いものですから、そういう学生たちに「どうですか」と聞きますと、良い検査官と、それから重箱の隅しか突かない検査官というのがまだおられるようです。そういう意味では、金融機関にいる我々の学生などの立場としますと、例えば95%は優良な貸付で、5%は不良貸付があってもいいわけですね、マクロで見ますと。その中で5%だけのところを突かれてやられると、そのリスクが取れないというところがあると思いますので、ぜひ全体を見た検査と、それから個別の検査というのを両方、ミクロとマクロをバランスよくやっていただければと思います。

6番目ですが、政策金融が今度10月から新しく一つになりますが、その政策金融機関の検査をどうするかというところがあると思います。昔、研修で私が、政策金融機関を金融庁が初めて担当されるときに、ちょっと私が間違っているかもしれませんが、政策金融が民間金融と同じようにギリギリやられてしまうと、リスクの高い借りに貸せなくなるんだと思います。ですから、そういう意味では、政策金融というのは民間と違うところで、リスクは多いが

そこに貸すとか、それから市場からはこぼれてしまうようなところで、まさに民業の補完だと思っています。そうであるとしますと、政策金融の検査、それから監督のあり方というのは民業とは少し違った形でしていただきませんか、政策金融はますます民間に似てきまして、まさに民間との競合のところで勝負することになってしまうと思います。

郵貯に関しても、今後、完全な民営化だと思いましたが、その移行のプロセスと完全な民営化後というのは違うと思います。ですから、郵貯に関しても少し違った形で見ていただきたいと思っています。

最後は、地域というのは、これから日本にとって非常に重要だと思います。財政の面でも金融の面でも、地域の中小企業なり地域の産業を興すというところだと思いますが、そこはやはりリスクが少しありますし、最近ですと、よく地方銀行の方から、メガ（バンク）の方々が良いところを取っていってしまうというご批判もあります。私は、メガ（バンク）というのは、本来は海外と、もっとインターナショナルなところで勝負をしていただきたいと思っていますので、地域における金融の構造、それから地域でのリスクの取り方、これは少し違った形で見ていただく必要があるような気がいたします。

以上です。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、田辺先生、続けてお願いします。

○田辺委員 4点ほど申し上げたいと思います。

1つは、基本計画を5年から3年に短縮したということですがけれども、他の省庁はむしろ3年でやっているのを5年に延ばすといった対応をしているところが多いと思います。それは予算・決算との対応ということで、フレーム自体をあまり短期的にいじることはないだろうという想定の下に、着々と実施するという事なんだろうと思います。他方で、やはり金融という世界はすごく流れが速いので、5年から3年に短縮したと。そこで、ある意味では金融庁の基本計画自体の見直しというのを短いスパンでやるということに関しては、評価していきたいというのが1点目であります。

2点目は、評価の実施計画、年度の計画の方です。例年と比べて、やりたいことがすごくはっきりしていて、明確な文章で、霞が関の文章というのはあまり明確じゃないものが多いものですから、その中でこれがやりたいんだ、ここのところを今年度打ち出していききたいんだという、非常に明確にやりたいことの表明ができていているという点で、これもまた評価していきたいと思っています。特に、書き方の中で4層から3層に減らしましたがけれども、その中で主な事務事

業があって、その実施内容のところで、こういう形で見えていくのだというものが非常にはっきりと打ち出されているということは、高く評価していきたいと思います。ただ、これが実際の金融機関とか、金融庁の側を取り巻く業界の方々にどれだけ伝わっているのかというのはまた別ですけれども、できるだけこの実施計画に当たる、こういう形で見えていくというのを事前に示すというのも評価においては大切だと思いますので、そこのサーキュレーション等はお考えいただければと思います。

3番目は、目標値のところでございます。かなり多くのものは、目標値・達成時期というのは、「事務事業の性格上設定していません」となっております。これ自体は、私自身は特に問題視すべきことではないんだとは思いますが。ただ、その中でも、やはりアウトカムレベルになっているもの、つまり何とかを促進したいというときに、金融庁だけでコントロールできる問題ではないですけれども、少なくとも対年よりも増やした方がいいと明らかに分かるようなものに関しては、もう少しご努力いただければと思います。

それから、残りの中で、PRとか研修、それから相談等に関しましては、比較的アンケート調査等を使っているものがございます。それはそれで構わないと思いますけれども、他方で消費者の側に立ったときに、相談の問題というのは、結構、他の省庁でも、どういう形でこれをとらえるのかということが問題になっております。件数等はコントロールできないところで、それを参考という形で把握しておくことが大切だとは思いますが、他方で相談に関しましては、早く答えるということが比較的大切なところがあります。例えば、相談を受け付けてから、1年放っておくというのはないとは思いますが、1か月放っておかれるだけでも、やはり消費者の方々というのは、かなり「何をやっているんだ」という感情を抱きますので、そのあたりの数値目標かどうかは分かりませんが、そこの処理の効率性といったものもできれば把握できるような指標というのを今後お考えいただければと思います。これが3点目です。

最後の4点目ですけれども、基本計画では規制インパクト分析等がかなり増えるのではないかとということをお伺いいたしましたけれども、他方、今ここで、この実施計画が出てくるのが6月ですので、例えば法案等を考えると、そろそろこちらの実施計画の中にも法案準備、それから政令等の改正の準備ということで、ここらあたりはRegulatory Impact Analysis (RIA) がかかってきそうだとしたものに関しては、記号を付けろとは言いませんけれども、この一覧表の中でも出てきそうですよという予告みたいなところ、告知ではないですけれども、それが分かるような形でお示しいただいた方が、ある意味では、中でも頑張らないといけない

ということもありますし、外でもそれを用意しているのなら、それに対してパブリックコメント等々をこちらも考えておかなければいけないのだということがありますので、そういった対応も可能でしたらお考えいただければと思います。

以上4点ほど申し上げました。

○片田座長 それでは、ただいまの吉野先生と田辺先生のご意見に対しまして、当局側からお答えいただきたいと思います。非常にたくさんのことを言われました。

吉野先生は、供給側・利用者の声の問題、国際関係の人事と申しますか人材のような問題、アジアの競争力の低下の問題、官民の協調関係、検査の質の向上、それから政策金融機関の検査、郵貯の問題、地域産業の金融の関連。

田辺先生からは、基本計画3年・5年の問題、実施計画の関連、それから目標値・数値目標の問題、最後に、法案・政令の予告表現と申しますか、そのようなことが触れられました。よろしく願いいたします。

○三國谷総務企画局長 それでは、まず総務企画局からお答えしたいと思います。かなり各局とダブるところもあろうかと思えます。

まず、利用者と市場、供給者、この市場は仲介者と置き換えてもよろしいのかと思えますが、それぞれの方が、この金融の世界で満足いくようなシステム、あるいは運用をどうやっていくかというのは、永遠の課題かと思っております。その中で、市場あるいは仲介者のイノベーションの問題もございました。これも、できるだけそういったものに対して対応できるような仕組み作りにもこれから努力していかなくてはいけないと思っております。ベター・レギュレーションの中に、まさしくそういった自己規律をした上で自由に行動する、そういったものは何なのかというのをお互いに官民協調しながら、より良い金融システムをこしらえていこうという思想もその中に含まれていると承知しております。

それから、利用者からの声でございますけれども、これにつきましては、数年前に思い切って金融庁に金融サービス利用者相談室というものをこしらえまして、ここには相当の声が集まってくるということも事実でございます。大数的に分析いたしますと、これによりまして、今、利用者がどういったところに問題意識を持っているかといったことについて、相当程度の情報が入るわけでございますが、私どもがいろいろな政策を行う場合においては、さらに例えば消費生活センターとか、いろいろなところとも連携しながら、吉野先生にご苦労いただきました貸金業などでも、そういった我々の機関とそれ以外の機関、銀行の保険窓販のときでも、そういった声を全部集めながら、一番効果的な対策は何なのかということで取り組んできたつもり

でございますが、なお足らざる部分につきましては努力してまいりたいと思っております。

そういったことも含めまして、フォローアップというのはご指摘のとおり大変重要でございます、まさしくこういった政策評価そのものがそういったフォローアップという要素も含めて、絶えず検証していくという過程かと思っております。心してまいりたいと思っております。

それから、国際関係につきましては、また国際担当の知原から申し上げることがあるかと思いますが、本当に今、おそらく企画も検査も監督もみんな同じかと思いますが、国内と国際との境目というのはなくなっておりまして、特に金融の場合には、このグローバル化の中でお互いに、それこそ関係者一丸となって対応しなければいけない状態であります。非常に人数的にも制約がございますし、なおかつ地理的にも、1回出張する度に12時間、太平洋か大西洋をまたいで、場合によっては一周してくるという中でやらざるを得ないわけではありますが、できるだけ配置にも工夫しながら、そういった中でいろいろな努力をしてまいりたいと思っております。

官と民の協調という話もございましたが、これもご指摘のとおり、いろいろ制約下にはございますけれども、いろいろなツールで情報交換するということが大事でございます。ベター・レギュレーションの中にも対話の促進ということがございますし、情報の発信、あるいは海外市場の調査等々、いかにそういった真の情報というのをお互いに取得し、あるいは与えながらそれをアウフヘーベンしていくかという試みが、その中で取り組まれているのかと思います。

法令等をできるだけ早目に予告できないかというご指摘もございました。法律につきましては、いつ出すというのは、これは現実問題としてなかなか難しいところもあるかもしれませんが、一方で政省令等であれば、その表現の仕方等、いろいろ工夫できるところもあろうかと思えます。政省令の中にも、一つの法律ができた上で、それを実行する過程での政省令というものと、また白地にこれからどういうものを書くかという2つの世界があるわけでございます、後段になってまいりますと、またその作成過程で様々な調整が必要でございますので、法律に近くなる場所もあろうかと思えますが、ご指摘の点につきましては、先ほどのすでに6月の時点で書き込めるようなものは何なのかといったことにつきましては、表現方法も含めましてさらに検討してまいりたいと考えております。

以下、それぞれの局からまたさらに説明させていただきたいと思えます。

○知原総務企画局参事官 国際担当の参事官、知原でございます。

今のお話にありました国際的な活動、ルール作りに貢献して日本により有利になるようにということは、仰いますとおり、長く深く付き合っていくことを通じて、大いに効果的な対応が

できるのだらうと思っております。しかしながら、様々な制約もある中で、よりそういう中で貢献できるような形で、ルール作りにこれからも貢献していけるような体制を敷いていきたいと思っております。

人事政策については、後ほど森総務課長の方から少しお話をさせていただくことになると思います。

あと、特にこの1年、アジアにつきましては私どもの方も力を入れて、バイラテラル、アジアの中でのマルチというものに力を入れてまいりました。その中で、ご指摘のように、大使館の機能をどのように使っていくかというのは非常に大事なことであろうと思います。幸い、金融担当をしてくれております大使館の職員は、いずれの館にもおります。普段から相手の当局とフェース・トゥ・フェースで接触している人たちでありますので、コミュニケーションが非常に便利になってきている中ではありますけれども、私どもとしても、できるだけ金融庁、東京の情報をシェアしてもらうように気をつけて情報を提供し、必要な情報というものを現地から取ってもらうということも含めて重要になってくると思っております。そういう意味で、今後ともそういう形で強化していきたいと思っております。

○森総務企画局総務課長 吉野先生が言われたような人材の面は大変重要だと思っており、金融庁の職員の専門性を高める必要性を感じています。例えば、外国当局は、銀行監督をやる人はずっと銀行監督をやっているので、10年ぐらいつつと同じ国際会議に出ているわけですが、我々も、人事のローテーションはそれなりに必要ですけれども、昇進の過程で同じ専門分野の仕事をさせることによって、その分野についての知見を深めるとともに、人的ネットワークも広げていきたいと考えています。他方、証券、銀行等の業態間の差が少なくなってきておりますから、ジェネラルな広い視野を身に付けることと、専門性を高めることの2つを両立させていくような人事をやりたいと思います。

海外につきましても、マーケットとか金融についての情報が集積している拠点の在外公館に対する金融庁の職員の派遣を増やしていきたいと思っております。また、監督当局間の連携の一環として、海外の監督当局等についても増やしたいと思っております。

○西原監督局長 先ほどイノベーションを生む土壌がきちんとできているのかというお話がございました。この点について、まさに今、ベター・レギュレーションで取り組んでいます。規制環境をいかにして良いものにしていくかというのは、まさにそういったことを念頭に置いたものということがいえようかと思っております。利用者利便という側面と利用者保護という側面、これをいかに調和していくかということがイノベーションの場合にもあろうかと思っておりますし、ま

たイノベーションということに関して言えば、いろいろな私どもの対話の中で情報を入手し発信し、そういう中にフォワード・ルッキングな取組み、こういったものの中にヒントをお互いに見出していき、それをイノベーションにつなげていくという規制環境、ある意味では自主的な取組みを促していくといった規制環境というのが非常に大事だと思っております。そのような形で、それが制度としての規制で問題があれば制度の見直しということにもつながるでしょうし、あるいは我々監督サイドで、制度の運用の面、日常の対応の面で、もしそういった点で支障があるということであれば、いろいろな対話を通じて、そういったことについても是正していくといった取組み姿勢というものの方が大事だと思っております。それを定着するために、今後、努力していかなければいけないと思っております。

それから、利用者の声が取れているかというお話。金融サービス利用者相談室に寄せられたそういった情報をいかに使っていくかというお話がございましたが、それを効果的に利用するという、それを通じて金商法につきましても今後の利用状況についてのフォローアップはしっかりとやっていきたいと思っております。

それと同時に、先ほど田辺先生の方からは、そういったものにいかに早く答えてあげるかということが大事であるというお話がございました。私どもの相談窓口に寄せられた情報というのは、いろいろな種類がございまして、ものによってはある程度束ねて、どういう傾向があるかとか、そういう形で分析するという要素もございまして。従って、だいたい3か月ごとに分析を行っているわけですが、ものによりましては、これはタイムリーに利用しなければいけない情報というのもございまして。そういったものは、できるだけ早く検査・監督に活かして使うということで対応いたしております。そういう面では情報ごとに取扱いが個々になるわけですが、例えば最近では、年度末金融に向けて、とにかくこれはタイムリーに利用するホットラインですという形で窓口を新設して、そこに寄せられた情報についてはすぐ関係金融機関にヒアリングをかけたという形で利用させていただいているというケースもございまして。そのような形で、情報はいかに効率的に有効に使っていくかということもこれからも心がけていきたいと思っております。

それから、地域の中小金融について、リスクをしっかりと取るということが地域の産業を育成するという意味でも非常に大事であるといったお話がございました。その際にメガ（バンク）があまりにも良いところを取っていってしまうということに対しての批判、これは地域金融機関の方からもそういう声が聞こえたりはいたしております。確かに、メガ（バンク）はもっとインターナショナルに活躍するべきではないかというご指摘のとおり、その収益性をより

上げるために、またサブプライムローンで今、世界的には非常に市場が困難を極めている中で、欧米の金融機関がどちらかというと相対的に力を失いつつある中で、邦銀の方がインターナショナルな面で活躍する場面が増えてくるというチャンスですので、そういうものを活かして、ぜひ活躍していただきたいと我々自身も期待しております。一方で、国内における地域金融につきましても、地域金融機関自身がリレバンの精神を持って、しっかりとした根付いた対応をしていただくと、これがやはり基本にあると思います。そういう意味では、メガ（バンク）に取られるからということではなくて、取り返すぐらいの気持ちで、普段からの接触、リレバンの真髄というのはまさにそこにあると思います。例えば、メガ（バンク）の金利をディスカウントや、ブランドに憧れてということに関して言えば、いや、そうじゃないのだと。長い目で見て、リレバンの精神でとことん面倒を見ていくといったリレバンの真髄をしっかりと相手企業に伝えていく。そういう中で、少々金利が高くても、長いお付き合いをするんだということ。すなわち、よく言われますのは、天気の良いときには傘を差すけれども、雨が降ってきたら傘を取り上げるのがメガ（バンク）だということだとすれば、我々は天気の良いときにはちゃんと紫外線防止付きの傘を貸してあげます、雨が降っても、これは雨天両用でしっかりと使えます、金利は少々高いけれども。そういう同じ傘でもちゃんと使い勝手の良い傘を用意していますからといった形で、リレバンの精神というのをしっかりと実行していただきたいなと思っております。

○畑中検査局長 検査局の畑中でございます。

吉野先生から、検査の質的向上、いわゆるベター・レギュレーションと、政策金融機関なり郵貯の検査がどうなっているかというご指摘でございました。

まず1点目でございますが、去年のこの会議でも吉野先生から、センスの良い検査をやれ、センスの良い検査官を作れというご指摘がございまして、大変重いご指摘だとお答えしたと思っております。また、このベター・レギュレーションの実践ということも非常に重い課題でございまして、今お手元にお配りしました「検査に関する基本的姿勢」、これを今、全国の検査官に周知徹底を図っているところでございます。1番目は、リスクフォーカス・アプローチと重要性の原則。重箱の隅を突つくようなことをやるのではない。2番目は、原因をきちんと特定して、改善の方向性について金融機関側と認識を共有しよう。3番目は、前向きに評価すべき事項は、きちんと評価する。あるいは、改善に向けた動的な取組みを重視して検証する。4番目は、検査通知等において、具体的にかつ何を改善したらよりレベルの高い管理態勢に移行できるかを明確に先方に伝える。5番目は、的確な検証は当然ですけれども、経営陣との対話、あるいは

実務レベルでの双方向の議論を通じて、トータルの納得感を高めようと。こういう5つを掲げて、今、周知徹底を図っているところでございます。

それからもう一つ、このセンスの良い検査のためには人材が必要でございますので、財務局も含めた人材の質を上げていくということが当然大事でございますが、民間の優れたノウハウ・知見・経験、これを活かす必要がございますので、システムの専門家、あるいは市場リスクの専門家、こういった人材の招聘といいますか、リクルートに今、全力を挙げているところでございます。

次に、2つ目の政策金融機関の検査でございますが、これは今、委託という形でリスク検査を私どもはやっておりますけれども、これにつきまして、特にギリギリ検査をしているということでは必ずしもございませんで、基本的なリスク管理態勢の状況をチェックしているということでございます。本年度におきましては、去年の4月に民営になりました住宅支援機構、旧住宅金融公庫でございますが、これと商工中金と政策投資銀行の検査をやっておりますが、むしろ民営化を踏まえて民間の高い目線で検査をしてくれということが向こう側から来ておりますので、そういう期待にも応えるような検査をしていきたいと思っております。

それから、郵貯につきまして、あるいはかんぽ生命も同じだと思いますが、これは移行プロセス中と完全民営化後では検査の重点なりレベルは違うんだらうということでございまして、そこは私どもも認識しております。現状でも、このゆうちょ銀行に対する検査につきましては、金融業の基本的な動作といいますか、いわゆるミニマム・スタンダードが確保されているかどうかという目線で、具体的な事象に着目して検証しているところでございます。いずれ上場ということを見据えた、そういうレベルの検証も必要になってくると思いますが、現状では、今申し上げましたように、お客様に対してきちんとした業務をしているかどうかという目線で検証しているところでございます。

以上でございます。

○片田座長 田辺先生から基本計画・実施計画についてご質問がございましたので、事務局の方から答えてください。

○古澤政策評価室長 田辺先生からご指摘がございました基本計画・実施計画の関係で、たぶん2点目だと思いますが、事務事業がはっきりしているの、あとは関係者、周囲にどのように伝えるかということが大切だということでございまして、これは、今月取りまとめたところで具体的に、今までよりも周知の範囲をどうやって広げるかということを少し中で検討させていただきたいと思っております。

それから、実はもう一つございますのが、実績評価というのを今度また8月にご審議いただきますけれども、それもあわせて、例年ですと、「金融庁の1年」を公表するわけですが、今年は、「アニュアルレポート」という形で、もう少し分かりやすい形で皆さんに見ていただくことはできないかと考えてございます。これもまたご相談させていただければと思います。

○片田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○内藤証券取引等監視委員会事務局長 証券取引等監視委員会の事務局長の内藤でございますが、もう時間もあれなので、簡単にコメントさせていただきます。

先ほどの吉野先生のお話の中で、金融イノベーションというものを引き起こす環境というのが日本の市場の中でまだまだ低いということで、それをどうやっていくかというのが一つの課題だということでした。私どもの目線から見ますと、市場で起きている問題というのは、最近、特に不公正取引、偽計という事件が結構増えてきています。例えばライブドアの事件とか、最近ですとオーベンという事件で、要はその事件の中に相場操縦があり、インサイダーがあり、それから粉飾決算があり、さらに株式交換とかいろいろ加味されている複合的な取引がありまして、そういう内容を見ますと、違法行為ではありますが、相当に知的水準が高いんです。ですから、イノベーションが一般に低いというわけでは決してないと思っています。要はイノベーションがあるかどうかというのは、そこにインセンティブがあるかどうかの問題です。そういういわば悪辣な投資集団というのは、相当程度インセンティブがあるわけです。うまくやれば大儲けができる。だからそういう知恵を出すということではないかなと。

ですから、そういう点で似ているビジネスというのが、一つはファンドです。金商法で非常にファンドの範囲が広がってきましたから、投信とか投資顧問に加えて、いわゆる集団投資スキームという形で、我々もこの金商法施行以降、届出業者までを含めると、ファンドビジネス、ファンドマネジャーというものが4,000をかなり超える数字になっています。ですから、これからそういった者とも対面していかなければいけないという状況になっていまして、そういう業者の多くの収益・報酬構造を見ますと、これは明らかにインセンティブ報酬体系になっているわけです。ですから、いわゆる伝統的な証券・銀行・保険という中では、なかなかそういうインセンティブの高い構造にはなり得ないということで、そういうファンドビジネスというのが新しい金融の一つの大きな今後の成長頭かなと思いますけれども、まだまだ発展途上にあるというのが現状だろうと思っています。

それで、そのファンドを検査の関係で申し上げますと、かなり力を入れてやっています。と

言いますのは、通常の証券とか銀行、保険という形でいろいろな証券化商品とか投資信託とかを販売していますけれども、それは投資家との直の接点というのがありますので、様々な形では姿が見えやすいといえますか。ですから、苦情も出てくる。先ほど利用者の声ということもありましたけれども、苦情というのも一概に悪いというだけで決めつけるわけにもいかないのではないかなという感じもしています。と言いますのは、それは我々にとって一つの重要な情報源だと思っています。ところが、ファンドの業者の中身というのは、なかなか外側には見えてこない。例えば、ファンドとファンドの間の移し替えとか、不正な価格で取引をやるという利益相反行為とか、その中にまた様々なインサイダー、相場操縦等々の問題もあって、やはり我々が相当重点を置いて調査・検査をやらないと姿が見えてこないという分野で、これからますますそういう分野に力を入れていくべきかなと思っています。

○片田座長 次の質問をさせてください。

○神作委員 それでは、4点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

まず第1は、実績評価に関わる部分ですけれども、金融庁のお仕事の一つで、非常に重要な部分として企画・立案というのがあるわけですが、この企画・立案自体についての測定指標について、もう少し企画・立案それ自体を評価できるような仕組みを考えることができないのかという疑問といえますか、問題提起でございます。確かに、実績の評価は、法律を何本作ったとか、何本法律を改正したというだけでは評価できないと思います。国際的な金融監督のルールについては、その測定指標に金融庁が参画している機関等における基準や指針等の策定数といったものが挙がっておりますけれども、国内の法令等については、そのような件数だけによって評価するというのは適切ではないかもしれません。しかし、金融というのが要するにルールと約定の集まりであって、ルール自体がしっかりしているかということは、それ自体適正に評価されるべき対象なのではないかという気がいたしております。ところが、一例を挙げますと、A3判の大きな別紙1でございますけれども、2ページの一番下の施策Ⅲ-1-(4)「個人投資家の参加拡大」で、一番下の⑤ETFの多様化と、この測定指標というのはETFの上場数ということになっておりまして、確かに実際に使われなければ有効とは評価できないという立場で一貫しているということかもしれませんけれども、企画・立案自体の部分についての適切な指標なり評価というものについて、今どのように考えておられるのかということをお伺いさせていただければというのが第1点でございます。

それから、第2点でございますけれども、これはベター・レギュレーションに関わるところで、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」を読ませていただいて、1点ちょっとひっかかっ

たというか、よく理解できなかつたところが、46ページの⑥「プリンシプルの普及・啓発」というところでございます。プリンシプルというのは、私のイメージですと、監督当局と業者との間で、いろいろコミュニケーションを行って対話をしてというのは、むしろルールのイメージに近くて、プリンシプルというのはむしろ対話によって変わるようなものなのかどうかという印象があるわけでございます。このプリンシプル自体について議論をするということは良いことだと思うのですが、対話によって何かこのプリンシプルというのが変わってきたり、内容が形作られるものなのかどうか。もちろんそういう側面もないではないと思いますけれども、ややプリンシプルとルール、逆に言いますと、このような方法でプリンシプルを詰めていくと、限りなくルールに近づいていくのではないかといった印象をちょっと持ったところですので、プリンシプルについてどのように定義されているのかをお伺いできればというのが2点目でございます。

それから3点目でございますけれども、利用者保護、投資者保護という観点を非常に重視されて、私はそれ自身は非常に適切なことだと思うのですが、例えば、26ページを拝見いたしますと、「取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視」ということで、「投資者の信頼」というのが出てくるわけでございます。私は、ここでの「投資者の信頼」というのは、単なる保護の客体となっているだけの投資者ではなくて、金融についての適正な理解といいますか、そういうものに裏付けられた信頼でなければ、間違っただけのものを信頼されても困るものですし、逆に正しいのにこれは信頼できないと言われても困る。そういう意味では、ここで言っている「投資者の信頼」というのは、おそらく単なる受動的な保護の客体というイメージではなくて、むしろ自分自身マーケットのプレイヤーであるという積極的な主体としての投資者なのではないか。そのような観点から言いますと、投資者という言葉の中に、業者から見たときは投資者の利益をまず第一に考えろという意味での投資者保護というのは、これは非常に適切な扱い方だと思うのですが、他方で、ヨーロッパなどでは、最近は「投資者主権」という言葉を使って、むしろ投資者とか利用者というのは、単なる保護の客体にすぎないのではなくて、マーケットの重要なプレイヤーなんだという意識が強まってきているように思われます。そのような点から申しますと、例えば、施策Ⅱ-2-(1)のところ、投資者の信頼を、適正な信頼と言ったら変かもしれませんけれども、そういう観点からいうと、投資者に対する啓発とか理解の促進といったものも、その指標に入ってきてもいいのではないかと感じたのが、第3点でございます。

最後に第4点でございますけれども、本年6月6日の金商法の改正等によりましてファイア

一ウォールの規制等が見直されて、利益相反の管理のあり方というのが大事になってきているという面があるかと思えます。ここに私は非常に注目しておりまして、今まで内部統制体制あるいは金商法の販売の指針といった問題について、結局、創意工夫を促進するという方向での法改正であったはずなのに、むしろ非常に形式的な画一的な運用がなされてきたのではないかと思われる点があるわけであります。これは、先ほど申し上げましたプリンシプル・ベースの規制とルール・ベースの規制ということとも関係してくるかと思えますけれども、私は、利益相反というのは基本的にはまさにプリンシプルでありまして、利益相反行為については慎重に対処しなければいけないという大原則があり、それをどのように適用して考えていくかというのは、各金融機関・各業者の問題だという立場の改正なのではないかと理解しているところですけれども、こういった問題が、まさにプリンシプルの考え方と相まって、本来の法改正の趣旨に合ったような、そういう方向でぜひ今後の監督・監視等をしていただければと思う次第でございます。

以上、取りとめのないコメントではございましたけれども、4点指摘させていただきました。

○片田座長 ありがとうございます。

翁委員、お願いいたします。

○翁委員 全体といたしまして、今取り組んでいることが網羅されていて、こういったことに注力していくんだなというのが非常によく分かる政策評価実施計画だという感想を持ちました。また、3年間ということにいたしましたのも、これだけ金融市場の動向が速くて、不確実性が増している中で、こういった少し短い期間で政策を評価していくというのも適切ではないかという感想を持ちました。

幾つか気が付いたことを申し上げたいのですが、1つは、神作先生もご指摘になられたプリンシプルの関係でございます。それは例えば、プリンシプルというのは、最近、実際にどういうプリンシプルでやっていくかということについて発表もされて、またアンケート調査も出てきていて、金融機関の受け止め方も少しずつ変化してきて、好意的に受け止められてきていると思うのですが、今後それがどのように金融行政として反映されていくかということについては、必ずしもまだ明確なイメージを抱けていないということではないかと思えます。監督のところに関して、例えばオフサイト・モニタリングのところについては、先ほどそういったことも意識してやっていきたいというご説明があったんですけれども、実際にどのように監督のあり方のところにそのプリンシプルが反映されていくのか。おそらく、より自主的な取り組みを促し、インセンティブコンパティブルなやり方でやっていくという理想はよく分かるんで

すけれども、具体的にそれを監督のあり方として落としていった場合に、例えばこういった範囲にそういった考え方が適用されていくのかとか、今ある監督指針というのは結構、金融機関には規則的な存在として受け止められているわけですが、こういったものについての位置付けといったものは変わっていくのだろうかとか、またこういったプリンシプルというものを運用していく上での監督当局としての運用のプリンシプルみたいなものはどんなことなんだろうかと、そういったことが具体的に今後、検討していかないといけない分野ではないかなといった感じを持っております。まさにこれの最後のところに書いてあるように、プリンシプルというのは、自主的な内部管理または自主規制機関によるルールを作っていくといった観点で、より金融のイノベーションに対しては親和的なものではあると思うんですけれども、一方で予測可能性ということについては本当に大きな課題だと思っております、こういったところについて、この間、原則が発表されたわけですが、次にどういうことが、例えば監督のところで行われていくのかといったことについて見通しが見えるといいかなと感じました。

それからもう一つ、同じ監督のところですが、サブプライムローン問題の関係で、いろいろなところにサブプライムローン問題の記述がございまして、国際的なところでもございまして、オフサイト・モニタリングのところでもございまして、金融庁として取り組んでいこうということは非常によく分かるんですけれども、大きくグローバル化してきていまして、12ページの⑤のところにも書いてあるんですけれども、まさにこういうことで、よりマクロ的な視点で見ていくということが非常に重要になってきているのではないかと思います。ここについても人材の育成とか、もう既に体制はお作りになったという発表もあるわけですが、例えば経済実態と金融市場の関係とか、それぞれのミクロの金融機関の動向が、金融が不安定な時期になると、どのように相互関係を及ぼすのかとか、それぞれの金融商品市場の流動性の状況などマーケットの特性とか、そういったことについてもマクロ的に、よりフォワード・ルッキングに体制を整備して分析していくということが、今後非常に重要になってきているのではないかと感じております。ですから、この⑤については今後一層取り組んでいただきたいなと考えております。

それから、もう一つ申し上げようと思っておりますのは、やはり検査のことでございまして、先ほどご説明いただいたことでだいぶ分かったんですけれども、大きく今、ベター・レギュレーションという方向で金融庁のやり方が変わっていかうとしている中で、そういった中で検査というのがどのように変わっていくのかということについて注目していきたいと思っております。たぶんこちらに出ていらっしゃる方々は、そういったベター・レギュレーションにつ

いての理解も非常に深く、おそらくこういったことについて方向感というのも明確にお持ちなんだろうと思いますが、やはりそれが一人一人の検査官の方々にまで意識が徹底していくということが非常に重要ではないかと思えます。また、例えば検査マニュアルということについても、よりどういう位置付けでそれを活用しているのかということについて説明されていくということによって、より新しい形で検査が変化していくことを望みたいと思っております。

以上でございます。

○片田座長 富田先生、ご発言をお願いいたします。

○富田委員 すみません、遅れて参りまして。

まず基本計画のところ、Ⅲの「円滑な金融等」のところ、施策が前回のものと変わっていることについてちょっと確認させてほしいんです。まず、「我が国金融市場の国際的地位が向上すること」というこれまでの現行版の評価の計画が、「活力のある市場を構築すること」に変わっております。これは、心としては、内外のプレイヤーを無差別で競争促進的にして活力ある市場を構築するということだろうと思うんですけども、そうした理解でよろしいのかどうかということをまずお聞きしたいということが第1点です。

2番目に、同じく「円滑な金融等」のところ、先ほど来、皆様もご指摘の点ですけれども、ベター・レギュレーションに関するところであります。これについては、「金融行政の透明性・予測可能性の向上」ということで、ここの項にあるんだと思うのですが、言ってみれば、かなり全体に関わる部分でもあると思えます。その意味で、金融行政の透明性・予測可能性の向上ということだけではなしに、先ほど来ある自助努力に対してインセンティブコンパティブルな仕組みを全体に埋め込んでいくんだというようなことが何かうまくたえるものがあつたら、それは施策としての目標であり、評価の対象というものになるのではないのかなと思っております。何かそういうものがあればなと思えます。

それと、あとはⅠの「金融機能の安定の確保」のところは、特に私はございませんでして、Ⅱ－1－(1)のところ「金融商品取引法の整備及び円滑な運用」ということがあって、投資家への説明責任ということを当然果たす中で、金融機関は利用者の保護と効率的な市場を作っていくということになるんだと思うんですけども、去年から、この説明責任の対象として、個人向け国債という我が国で最も安全な資産についての説明もかなりする必要があつたということで、株価が下がって投信が減る中で、環境的にも投信は減る中だったんだと思うんですけども、この個人向け国債もあまり増えなかったということを考えますと、どうも信用リスク

についての金融機関の説明の仕方ということについてどうあるべきかなということを考えてみますと、この19ページで、先ほど神作先生からご指摘のあったページだと思いますけれども、「目標設定の考え方及びその根拠」のところの2行目に「利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような」とあるんですけれども、そこに「市場リスク・金融リスクを十分理解し」というか、つまりそう書くことによって説明者にもそういう意識を持っていただくことが大事かなと思うんです。とりわけ預金銀行の場合、我が国は大きな危機の時にも全額預金が保護される。りそな銀行のように、株主も、言葉は難しいですけれども、ある意味救済されるということがあって、まだ信用リスクというものについて、つまり国債が一番安全だということについてのこともうまく説明できていないのではないかなと思うので、そうした金融機関の説明のあり方についてもうまく持っていけるようなものがこの目的設定のところにあるといいかなと思った次第です。

もう1点、この預金者等の保護のところですが、金融機関の犯罪に関する厳正かつ適正な対応ということで、先ほど内藤証券取引等監視委員会事務局長の方からでしたか、随分賢い犯罪者がおられると。結局はそういうことを行っても、リスクを考慮して行ってもまだやるインセンティブがあるんだといった懲罰の体系であるとするれば、なかなかそういうことは防ぎがたい面があるということをお前提にしなければならないと思います。そういう意味で、これは立法に関わることもかもしれませんが、また金商法の改正でもなされたことですが、こうした犯罪に対する罰則の強化という観点も大事ではないか。だから、結局は不正をやっても何の得にもならないんだといったものが、本当の意味で分かる仕組みにする必要があるのではないかなと思います。

私は以上であります。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、時間の有効活用の意味で、多くの意見が出たんですけれども、私からも一つだけ。施策Ⅱ－1－（1）の利用者保護ルールの整備の問題、それからⅢ－1－（4）の個人投資家の参加拡大の問題。今、富田先生もお触れになりましたけれども、この問題について、いわゆるコンプライアンス不況の問題でありますけれども、市民の立場でといいますか、実務的なことを一つ申し上げたいと思います。元来、投資信託や生保商品の銀行の窓販の認可・承認というのは、個人の保有する膨大な預貯金資産を資本市場に誘導して、経済全体の活性化の原動力の一つにしようという意図があったはずでありますけれども、しかし実際は、金商法導入以来の状況は、預金者保護が行き過ぎて、窓口における手続きが著しく煩雑なものになってしまっ

て、かえって資金の流れを停滞させる結果を招いております。いわゆるコンプライアンス不況でありますけれども、早急にもう一步の改善を図ることが望ましいのではないかと、私は考えております。

あえて具体的な例を挙げさせていただきたいんですけれども、銀行の窓口で投資信託を購入しよういたしますと、まず購入希望者は、私はここに実物を持っているんですけれども、資産運用に関するご意向承り書というのを書かされるわけであります。これは実は、その中に本人の職業、収入、それから手持ちの金融資産、今回の投資はどれくらいの比率であるか、要はプライバシーにわたるようなことを書かなければいけません。そして、承諾書にサインを求められます。さらに重要事項及び意図確認書というかなり分厚い書類がありまして、これに非常にくどいほどの、1時間から2時間かけてリスクについての説明がございます。また、銀行の場合は、窓口の担当者以外に営業責任者、通常は支店長ですけれども、購入者の意向確認への立ち会いといいますか、1人でやってはいけない、必ず営業責任者2人で意向確認をしろというルールになっております。それから、投信の購入者が私のように70歳以上の場合は、これもご承知だと思いますけれども、一度家に帰って考え直してきなさいと、もう一度よく熟慮して出直してきなさいというルールに、これは本当になっているんです。なお、生保商品の購入については、第1ステップ、第2ステップ、第3ステップというのがありまして、まず最初は一旦家に帰って考える、2回目は家族と相談する、3回目は法定相続人を同道してくるという事になっているわけでありまして、大変煩雑なことになっております。ちなみに、証券会社の場合には、その証券会社に口座が設定されておりますと、投信についての営業担当者との電話1本で購入できる。その差はあまりにも大きいのではないかと考えているわけでありませぬ。

これは私の意見で、少し僭越かもしれませんが、この種の預金者保護についてのルールを作る関係者の方は、当局側の皆さん方はおそらく取引の規制をされていると思うんです。銀行の窓口の方も同じなんです。要するに、実際に窓口で購入の申込みをされた経験のない方が集まってルールを作っておられるのではないかと。少し言い過ぎかもしれませんが、そのような感じすらするわけであります。この際、実態調査をしていただきたいし、また個人投資家の代表の意見を聞くような機会も設けていただきたいと思います。私は最近の具体的な統計数字は存じませんが、おそらくこの1年間、銀行窓口における投信購入実績は著しく低下していると思います。一つには、昨年以来のサブプライムローン問題で、実際に投信が全般的に大幅に値下がりしている、その影響があるんですけれども、少なくとももう一つは、

今申し上げましたような手続の異常なほどの煩雑さが大きな要因になっていると考えております。どうかひとつ対応策をご検討いただきたいということでございます。

それで、今、私を含めて4人が申し上げましたけれども、それぞれひとつご意見を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○三國谷総務企画局長 それでは、まず神作先生から企画・立案についてのお話がございます。企画・立案の評価制度につきましては、私自身も正直言って非常に戸惑うところが過去にもございまして、どうもこの政策評価全体、霞が関全体の一般的なところとして、法律は作っただけでは意味がなくて、使われて意味があるんだという前提で評価しなさいということがありまして、そうすると、例えばセーフティーネットなどは作って使われなければ意味がないということになってしまうんですが、作って使われないのがある意味では一番良いというところもあるわけです。保険などでもそういうのがあるわけでありまして。そういうこともあって、私は数年前にちょうど今の大藤君の立場にいる時に、そういったものは作ることに意味があるという評価があっていいではないかということで少し改善してもらったんですが。

次に、ご案内のとおり、金融庁の組織というのは縦割りではなくて、企画、検査、監督、監視という横串で通っておりますので、それぞれの施策が必ず多面的な要素を持つ。従いまして、先ほどからここに書かれているものも、これはどこの局の所管ということに限るのではなくて、あらゆる項目にそれぞれの局がいろいろな形で関与しているということになるかと思っております。ここにいろいろな表がございますけれども、この中で、所掌が明確な部分もございまして、ここに書いてあるいろいろな制度は、法律を作るのみならず、その後の政令の整備・運用、さらにそのフィードバックを受けまして、それを制度の方にはね返させるという作業をしているところでございます。

なお、それを数で測るのはどうかという神作先生のご指摘でございますけれども、確かに数だけで測れないところはございますが、数だけ申し上げますと、これは私の記憶によりますと、今から10年前、第1次金融ビッグバン以降、財務金融委員会、昔の大蔵委員会で可決成立いたしました法案の数は、議員立法も含めまして、たぶん60本ぐらいになっているのではないかと思います。ということは、1年間に6本ぐらいのペースでございまして、これは大変膨大なものがあると考えております。

これ以外に実は私どもの関係する法律は、法務委員会とか経産委員会で実質的に参画したものがございまして、その意味では3桁というのは言い過ぎかもしれませんが、毎年毎年それだけ

のものを生産しているわけでございまして、金融六法なり、あるいは証券六法というのがございますが、この10年間でそれが基本法も含めてほとんど書き変わっているというのが実態かと思えます。なお、それに加えて、政省令ということになりますと、これも膨大であります。いずれにいたしましても、そこは企画、監督、検査、監視が一体となって金融の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

その次に、神作先生からお話がありました、例の利益相反管理体制のところでございますけれども、まさしくそこは私ども今回の改革の中でも一番大きなところであります。基本的な認識は、金融というのは幅と厚みを持ってきていると。従って、昔のように一つの型にはめて一つの部分だけをやるということでは、なかなかこの横断化の中では処理し切れないところもございますし、むしろそれが逆にリジッド過ぎるところもある。それを形ではなくて実質に着目する。その実質というのは幅と厚みがあるものでございますから、まずはそれぞれの金融機関が自らそういった方針を作り、それを公表し、パブリックプレッシャーをかけ、さらに必要に応じて我々規制当局も対応していく。こういう流れかと思えます。そういうことによって、実質的に自己規律をしながら信頼の中に自由を勝ち得ていくということが大事でございまして、これはまさしくベター・レギュレーションの考え方と整合的であると考えているところでございます。これから実行過程に入りますけれども、何か形だけを作ればいいということではないということは、我々のみならず金融機関の皆様方も同じ認識に立って、いいものを作っていつて、それをまた皆様方の力で監視していただく、それをまた政策評価にはね返させていくということが大変重要かと考えております。

それから、片田先生から、金商法の施行、いわばそれが行き過ぎではないかというご指摘いただきました。私どももそのとおりの問題意識を持っております。従いまして、実は先般、金商法全般につきましては、「9の疑問に答えます」と、それからもう一つは、内部統制につきましても「11の誤解」というものを出しました。これは私ども自身が感じたことなんですが、いろいろな方と話をしますと、「あなたはそう言っても、そう言われているんですよ」という言葉が随所で聞かれました。従って、そうなりますと、それを紙にして、「あなたはそう言っても、金融庁はそんなこと言っていませんよ」と皆が言えるように、それは一つは、金融機関の現場のみならず金融機関のトップも含めて、紙で真意を確認してもらう。もう一つは、我々行政サイドの者も、よく我々も「あなたはそう言いますが」という言い方をされないように、中でも徹底するというところでやったわけでございます。いただきましたご指摘のほとんどは、そういったことは決して本意ではないと。例えば70歳以上とかというのは、私どもはそんな

なことは全然求めていないわけでごさいますて、そういうことを徹底させたいということでございます。

なお、その後、ご指摘のとおりサブプライム等もございまして、投信の販売は一時落ちたこともございますけれども、またご指摘のとおり、その機関によって、例えば証券会社はそうでもないのというのも事実でございまして、そこは本当に金商法の精神、あるいはベター・レギュレーションに通じるこの精神につながった対応というのが一番大事でございまして、正すべきところがあれば我々も正していくべきだと思いますし、また監督あるいは検査とも連携しながら、本当に良い金商法の運用に持っていく必要があるかと思っておりますので、ご指摘の点は深く受け止めながら、また私どももさらに努力していきたいと考えております。

○西原監督局長 それでは私の方から、プリンシプルについて話題になりましたので、その点について若干申し上げたいと思っております。

神作先生の方からは、ここでの対話を通じた普及・啓発ということでは、ルールのイメージではないか、いわゆるプリンシプルというのがどどんルールに近づいているのではないかということ、実はそういう側面もあろうかと思っております。実際にこのプリンシプルを作り、これを今後どう監督上、具体化していくのかということは、これからの我々に課せられた課題だと思っております。これらの点について若干お話しさせていただきたいと思っております。ルール・ベースの監督というのは、一番明確にイメージが湧くのは、不特定多数の者に共通のルールで適用する必要のあるもの、すなわち市場のルールといったものなどは、まさに明確でなければいけないという側面がある分野です。一方で、いわゆる銀行などの経営管理の問題とか態勢整備の問題といったものについては、もちろん法律では書いてありますが、そのルールというものもプリンシプルを並べてある。そういうことで、プリンシプル・ベースになじむ分野というのが、銀行監督の規制のあり方の中であると思っております。一方で、金融イノベーションがどんどん進むという中で、ルールで全部規制し得るかということになりますと、全ての事象を想定してルールを完備するということは非常に難しいという側面がございます。従って、ルールで全部をカバーすることができなくなれば、それを補う手段として、ルールのすき間を埋めていく手段として、プリンシプルというものがあろうかと思っております。またルールを適用するに当たっても、その基礎にあるプリンシプルと、それに基づいて適切な判断をしていくということで、そういう面ではルールとプリンシプルというのが全く違う概念というよりは、相互補完的な意味合いを持った概念であると考えております。

すなわち、プリンシプルといいますのは、法令等のルールの基礎にあり、各金融機関が業務

を行う際、あるいは当局が行政を行うに当たっては、尊重すべき主要な行動規範、行動原則といったものであると考えております。それについてまるっきり違うスタンスに立っているということでは困りますので、従って、このプリンシプルを共有するために、私どもは昨年末以来ずっと業界横断的に議論を重ねてきて、14の原則をお互いに共有したわけです。実際にそれを共有することによって、業界の方にとってみれば、これを例えば成文化されたルールがない場合でも、自らどういう行動を取ったらいいのかという一つの指針になる。あるいは、ルールの解釈が分かるといった場合でも、このプリンシプルに則ったらどのように考えたらいいのか、そういった拠り所にもなる。しかも金融環境はどんどん変化しますので、そういった変化に応じて機動的に判断していく、機動的に対応していく。それで自主的なサービスにもつなげていく、改善につなげていく、新しいサービスにつなげていく。すなわち、イノベーションを図っていくというときにも、一つの拠り所になるのがこのプリンシプルだと思っております。そういう意味では、金融機関にとってみれば、期待される改善努力の方向感を示しているということにもなりますし、あるいはベストプラクティスの拠り所にもなると考えているわけでございます。行政にとりましても、ルールというものを解釈する、運用するという場合における準拠すべき考え方というのがプリンシプルであり、それに基づいて、例えば既存のルールというもの、先ほどもご指摘がありましたが、監督指針というのも一つのルールと化しているわけですが、そういったものを今後見直していく上に当たっても、プリンシプルの考え方に沿った簡素化あるいは明確化ということを図っていく必要があるかと思っております。

そういったことで、何がプリンシプルとして現代の動きに合ったものなのかというのを、絶えず対話を通じてお互いに認識を共有していくという過程を通じて、ルールの見直しにもつなげていくということが必要ではないかと思っております。まずこの取組みの第一段目としては、行政処分についての考え方として、プリンシプルに則った対応がちゃんと取れていれば軽減事由にといったことを発信させていただいておりますが、今後、より具体化を、いろいろな具体事例を作り上げていくことによってさらに発信していきたいと考えております。

○畑中検査局長 翁先生から検査についてご指摘がございました。まだ現場の一人一人の検査官に周知徹底されていないということでございます。私どももまさにそのように認識しておりまして、このいわゆるベター・レギュレーションの浸透度合いというのは、現状では、財務局を含めて検査官は1,000人近くおりますけれども、3～4割ぐらいかなと。財務局はそれよりももう少し低いかなと中間総括をしておりますので、できるだけ早期に、これをせめて6～7割ぐらいまで浸透させる。これが今年の検査運営における一番大きな課題だと認識しております。

ただ、これは一朝一夕に今日の明日できるわけではございませんで、地道で粘り強く、また、いろいろな施策を組み合わせる総合的にやっていきませんと、これは検査官の意識を変えろということもございませぬので、そういう意味では粘り強い取組みをしていきたいと思っております。

その上で、検査マニュアルについてのお尋ねがございました。これは言うまでもなく検査官の検査に当たっての手引きという位置付けでありますけれども、民間の皆様からパブコメをいただいておりますので、いわば検査における着眼点とか、検証のフォロー、流れ、そういったものについての官民の共通認識と申しますか、共有認識だと私は思っております。従いまして、先ほどの5項目は、検査官の心構えにも関わりますし、検査運営ということにも関連いたしますし、個々の検査現場での検証の仕方や相手銀行との対話の仕方等々、全てに共通する姿勢だと思っております。こういった5項目、それからプリンシプルの中でも、「創意工夫を凝らした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や、社会において期待された役割を果たす」、あるいは、「業務の規模・特性・リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う」といったプリンシプルが官民で共有されておりますので、こういったプリンシプルの重要性ということについても、この金融検査マニュアルの冒頭に記載をして、単なる浸透あるいは定着をさらに図っていくことに努力していきたいと思っております。

また、これだけではなくて、先ほどパンフレットをお配りしましたが、これは中小マニュアルというもので、中小企業を検証するときの着眼点を書いております。一言で申しますと、バランスシート等の書類だけではなくて、企業の実態、技術力とか、経営者の能力とか経済力とか、トータルで見て査定しなさいということが書かれているわけですが、これを去年の12月から、今までのところ全国200ぐらいの場所で、商工会議所等々のご支援を得て、借り手である中小企業の方々に説明しております。これは、先ほど吉野先生からお話がございましたように、利用者である借り手の立場も踏まえた的確な検証をやっていくということも、このベター・レギュレーションの非常に大きな柱であり、これを財務局で実際に検査をやっている人間自ら説明に出向かせることによって意識改革につなげていきたいというような目的もございませぬ。

それから、7月以降、全ての検査についてモニターをやっております。また、財務局が行った検査についても私ども本庁の管理職が行うクロスモニターというのを今年から始めており、ここで現場でのいろいろなご不満等も伺って検査の改善につなげていきたいと思っております。

それから、最終的には人事ということになると思っておりますので、本庁だけではなくて、財務局に対しては、このベター・レギュレーションの考え方をより理解し、それを実践している検査

官について、人事上もきちんと評価するようという指示をしているところでございます。地道な取組みをこれからも続けていきたいと思っております。

○片田座長 ありがとうございます。内藤（証券取引等監視委員会事務）局長。

○内藤証券取引等監視委員会事務局長 私の方からお答えをさせていただきます。

神作先生の方から、「取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視」というところで、「投資者の信頼」という、投資者の意味付けについてのお話がございます、全く私どもの認識と同じでございます。今回の金商法の私自身の理解と申し上げてもよろしいんですけども、金商法の今回の改正の中の第1条の目的規定、この中に金融商品の効率的な価格形成等ということで、いわば効率的市場の形成という文言がその目的規定の中に入ったというのがシンボリックな改正ではないかと受け止めております。投資者保護もちろん重要ですけども、そのための前提として市場の透明性を向上させるということが非常に重要な課題だと思っております。その関連で申し上げますと、私どもの検査も、例えば証券会社とか投信会社とか登録金融機関に検査に向かいますけれども、これは必ずしもその相手の業者における非違事項を発見するための検査というよりも、むしろ我々が今、重点を置いていますのは、市場のゲートキーパー、つまりマーケットそのものが私どもに対する直接的な対象でございます、そこで不公正が行われる、虚偽記載が行われる、あるいは様々な問題が、詐欺的な問題が生じる、そういうときのためのいわば重層的な監視体制をどう構築するかです。私どもが基本的な責任を負っておりますけれども、取引所とか、証券業協会といった自主規制機関、それからそういう金融商品を販売する証券会社とか銀行とかがございますけれども、そういったところもその商品あるいはその注文状況を見て適切に対応してもらおうということで、そういったゲートキーパーとしての役割がきちんとなされているかどうか、売買審査がきちんと行われているかどうか、あるいは引受審査がきちんと行われているかどうか、そういったことをチェックしていくというのが今後ますます重要になってきている。それが、第1条の改正から来ているような問題なのではないかなと理解しております。

それから、利益相反の問題。これも非常に重要な問題で、私どもの検査の中でも、利益相反の問題にかなり重点を移していくべき時期が来ているなと思っております。従来は販売勧誘の方の、例えば、先ほど来、出ていましたけれども、適合性の原則とか、そういったところでの問題、これももちろん重要な問題ですけども、一般投資家から見てより見えにくい問題が、これです。利益相反の問題というのは、おそらく容易に姿が見えるという問題ではございません。先ほど申し上げたようなファンドの間の移し替えとか、そういう不正・不適切な行為をい

かにチェックするかというのが、検査のこれからの重点課題の一つかなと。その他、最近ならインサイダー取引規制のための法人関係情報の適切な管理という、チャイニーズウォールをどう作るかという問題がもう一つ重要な課題だろうと思っております。

それから、富田先生の方からお話がありました、いろいろな不適切あるいは違法行為について取り締まるということで、罰則をさらに厳罰化していくという声は、私どもも十分共鳴を持ってお伺いいたしました。今回、課徴金引上げのための改正が行われましたので、まずその定着状況を見ていく。その中でまた次の議論が出てくるんだろうと思いますが、一方、ルールの問題もさることながら、やはり摘発といいますか、監視体制の強化というのが非常に重要であって、今回の様々なインサイダー事件、NHKとか、野村とか、そんな事件を見ていると、違法行為者たちの声として、こういったものはなかなか見つからないだろうといった安易な気持ちからそういった行為をしてしまうということもございまして、私どもとしては、「監視当局はそれをきちんと見ていますよ」といったメッセージを発し続けていかなければいけない、という形で抑止力を強化していくべきかなと思っております。

○三國谷総務企画局長 長官発言前に一言、二言補足だけさせていただきます。

富田先生からお話がありました懲罰は、今、内藤（証券取引等監視委員会事務局長）が申し上げましたが、今回、課徴金につきましては、実際に得た利益よりも得べかりし利益、評価益まで踏み込んだ形でいただけるようにしてあります。

なお、刑事罰につきましては、2年前の金商法改正で、それこそ商法上の特別背任罪や自然犯に近いところまで罰則を引き上げているところでございます。

○片田座長 長官のお話の前に、三國谷さん、私からも一言申し上げたいんですけども、預金者保護のルールの問題です。金融庁当局が銀行に対して適切な指示、要請をしておられると思うんですけども、それを受けた銀行側が、内規を作る段階で非常に完璧な100点満点の内規を作る、さらに窓口の担当者は自分の責任にならないように非常に綿密にやると。そういう問題が起こっているの、それを少し戻してほしいんです。金融庁の最初のご要請は、僕は非常に適切だと思っているんですけども、窓口へ行くにつれてどんどん煩雑になるという問題なんですよ。

○三國谷総務企画局長 まさしくそこが企画、検査、監督全体につながる問題で、長官がまさしく問題意識をお持ちでございまして、最後にそこを含めて長官からお答えいたします。

○片田座長 それでは、長官、時間も来ましたので、よろしく願いいたします。

○佐藤長官 座長はじめ各委員の先生方から大變的確なご指摘をたくさんいただきまして、

ありがとうございました。いただきましたご指摘、アドバイスを今後の、政策評価だけではなくて金融行政そのものにできるだけ反映していくように努力していきたいと思っております。何点かこれまでの各担当局長等がお話した点を補足する意味で、追加で触れさせていただきたいと思っております。

まず一番最初に、片田座長からご指摘をいただきました金商法の話でございますけれども、いろんな要因があるんだろうと思っておりますけれども、例えば、銀行のカルチャーというのでしょうか。要するに当局から処分を受けないことが一番大事であって、顧客の求めるサービスを的確に提供し、それによって収益を得て、企業価値を高めると、そういう意識が必ずしも十分でないという面もあるかなと思っております。さらに弁護士等のコンサルティング業務で、こういうふうになれば安全ですよ、というようなことで、およそ顧客のニーズに合ったサービスを提供するという発想が十分でなく、アドバイスが行われる場合もある。これも一つの要素だと思います。こういった実態がありまして、そういう中で先週の定例の月曜日の記者会見で、この問題が質問で出てきたものですから、私からは、「当局向けのアリバイ作りに熱心になるよりは、顧客のニーズにマッチしたサービスを提供することによって収益を上げ、企業価値を高めるということが、経営者の仕事ではないでしょうか。」という答えをあえていたしましたら、翌日、一部の新聞が「アリバイより商売を」という囲み記事で、なかなかうまく出来た語呂合わせしてくれたなあと。比較的小さな囲み記事ではありましたが、そういうのを書いてくれまして、それなりに金融庁としてのメッセージも伝わったなあと思っております。この問題というのは、大きくとらえるとコーポレートガバナンスの問題にも関わってくるわけですが、いずれにいたしましても、金融庁としても、この行き過ぎた対応があれば、それが是正されるように、引き続きメッセージは出していきたいと思っております。

それから、イノベーションという言葉が話題になったわけでございます。サブプライムローン問題をテーマとしたF S F（金融安定化フォーラム）のワーキンググループに出しておりますが、イノベーションという言葉、本当に使う人によって意味が違うんだなあとこのを実感しているところであります。典型的には、非常に利益マインドを明確に持った、あるいは強いインセンティブを持った民間の大手金融機関、もともと頭の良い人たちですけれども、こういう人たちにとっては、イノベーションというのは、一方で顧客のニーズを的確に抽出し、そのニーズに合った商品を提供することによって、いかに多くの利益を上げるかと。そのために、どういう商品を開発し、どういうデリバリーの仕方をするか。ここがイノベーションでありまして、その際に当然、規制業種ですから、当局の規制、ルールにうまくコンプライしながら、

法令違反にならない形で、そういうその取組みをするかというところがイノベーションということでありまして、典型的には自己資本比率規制といった銀行に対する規制をいかに満たしつつ、かつ法令適合的に儲けを最大化するという、こういう中で良い手法を見つけたのがイノベーションということだろうと思います。証券化、securitization という金融技術を使って、originate to distribute というモデルが普及したというのも、ある意味ではその結果であると思っております。他方、私ども当局から見たイノベーションというのは、これは全体としてのマーケット、あるいは国全体としての金融仲介が、利用者のニーズに合った形で、より多様でよりの確でタイムリーで、意味のある実効性のある金融仲介が全体としてなされると。それを支えるような新商品の開発、あるいはデリバリーの仕方、こういったことを考え出すということがイノベーションなのかというように思うわけでありまして。そういう意味では、証券化、securitization という金融技術も、分散を働かせる、様々な仕組みを作ることによって、リスクを移転することによって、今まで貸し出すことができなかったような相手にも信用供与を行うことができるといったようなことで、これこそまさに我々から見てもイノベーションなんだろうと思いますが、そこで、イノベーションに対する当局としての基本的な対応の仕方というのは、一方で、イノベーション・フレンドリーな規制をやりつつ、他方でイノベーションというのは、今回のサブプライムローン問題がそうですけれども、いろんな副作用をもたらすことがありますので、その副作用を極小化するという対応をしていくということが必要というか、そういう対応が基本かなと思っております。

先ほど、内藤（証券取引等監視委員会）事務局長の方から、インセンティブさえあれば、結構頭の良い人たちがイノベーションを詐欺的にやっているんだという話がありましたけれども、他方で日本のマーケットを見るかぎり、あるいは日本の業者を見る限り、全うな業者は、このイノベーションに対するインセンティブが非常に弱いというのも実感するところでございます。むしろ、そういう業者の側でのイノベーションへの意欲というものが足りないという実感を持っております。そういったことを踏まえまして、例の業界との間での合意をいたしました14のプリンシプルの一番最初にですね、創意工夫を行って自助努力で利用者のニーズ、社会のニーズに合ったサービスを提供するというのが置かれているということでございます。

次に、金融庁の国際関係部署の仕事ぶりについて、ご評価をいただきまして、誠にありがとうございました。この中で、長めの人事ローテーションを行うことによって、海外当局者、あるいは海外の業者を含めて、人的な関係を確立し、その中で様々な情報を得る、あるいは国際的な協力を進めていくということは、極めて重要だと思っております。そういう意味では、全

く同感でございますし、また吉野先生からは、国際局というご提案もいただき、それくらいの仕事をしているというお励ましの言葉というように受け取っております、いずれにせよ、国際部局の組織強化、非常にプライオリティの高い項目だと思っておりますので、いざ世の中に出て行く場合には、ぜひサポートをお願い申し上げたいと思っております。

それから、政策金融の検査について、吉野先生から1点ございましたが、この政策金融に対する検査を開始した時の検査局長としては、これは金融庁としては好きで始めたわけではないですけれども、請負で始まったわけですが、基本的な哲学は、資産査定であるとか、償却・引当であるとか、そういったところは組織の中の内部管理、コンプライアンス態勢等々も含めて、基本的には民間基準で検査する、同じ基準で検査するからこそ意味があることなんだろうと思います。そこで、例えば、国民（金融）公庫など全く民間と同じ基準で、例えば資産査定をし、償却・引当を積み増すと、債務超過になっているといったこともあったんだろうと思います。そこで大事なことは、債務超過であるから業務が出来なくなるというのは、むしろ逆であって、普通に民間がやっていたら債務超過になって、sustainable ではないので、だからこそ政策的ニーズが一方であるので、政策金融でやるのだと、民間金融機関ではできないんだと。いわば、そういう頭の整理を、きちんとそれぞれの政策金融機関が説明責任を果たすことが大事なかなという印象を持っております。

神作先生から、企画・立案への評価指標というご提案をいただきました。この点は、金融行政全体について、どういうふうに評価していくのかという話に広がっていくのだろうと思えますけれども、一つは企画・立案の内容が時代のニーズに合ったものであるかどうかという軸を置くということが考えられるかなと、個人的には思っております。いわば、その時その時に、社会的に必要な度の高い施策について、今まで法的な枠組みのなかったところについて、いわば問題をきちんと抽出し、特定をし、その特定したその課題についての的確な枠組みを作る。その作り方も、いわば本来の狙いに合った実効性のあるものにしなければいけない。ただ他方で、過大な規制をしてはいけませんので、その政策目的に見合った形での効率性というのでしょうか、規制を受ける側の業者の負担ということも、きちんと政策目的との間で、proportional、比例的であるということも大事だろうと思っております。そういう意味で、これまで比較的近いところでは、無認可共済の問題、外為証拠金取引の問題、貸金業法改正の問題、あるいは先般ございましたE D I N E Tにいたずらの有価証券報告書が書き込まれたといったことについての対応、この辺は reactive な対応にならざるを得ない部分がありますけれども、いかに速やかに的確に問題を抽出し、特定し、実効性があり、かつ効率的な制度設計が出来たかという

ことなんでしょうかなと思います。これを具体的な指標に置き換えるというのは、なかなか容易な作業ではないと思っておりますので、少し研究する時間をいただければと思います。

翁先生から、サブプライムローン問題の関係も含めて、金融行政がこれまでより以上にマクロ的な視点が必要であるというご指摘をいただきました。ここの問題意識は、私ども全く共有しているところでございます。今回のサブプライムローン問題の一つの特徴というのは、日本の不良債権問題と対比すれば、日本の不良債権問題の場合には、国民経済全体のリスクが銀行セクターだけに集中したというところが一つの特徴であったわけですが、今回のサブプライムローン問題の場合は、証券化、originate to distribute というモデルを通じて、そのリスクが世界的に証券化商品という形で市場に出回り、その市場に出回った商品の値段が付かなくなる、価格が分からなくなるといった形で、マーケット全体が混乱するというので、いわば市場発の金融危機であるという意味で、新しい21世紀型の危機であるということは、もう共通の認識になりつつあると思います。そういう意味では、特にマーケットに対する、これをモニターしていく能力、それからマーケットということになりますと、これはグローバルにつながっておりますので、国内だけを見ていてもおよそ話にならないということで、グローバルな視野を持ったマーケットを見ていく能力ということが必要不可欠だと思っております。そういう意味で、新しい組織もこの7月から立ち上げることができる、市場分析室というのを立ち上げることができるようになったということで、少し前に進めていけるかなと思っておりますけれども、とにかく動きは非常に早いので、この点についても引き続き人材の育成も含めて、またモニターした結果を全体の企画・立案、監督等にきちんと反映させていく、そういう庁内の滑らかな情報共有、情報伝達ということも合わせて、しっかりとやっていく必要があると思っております。

いずれにいたしましても、大変貴重な様々なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。引き続き頑張っていきますので、よろしくご助力のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、事務局において、本日の会議で委員の皆さんからいただいた意見を踏まえて、必要な修正をして、取りまとめていただきたいと思います。

それでは、終了時間が近いので、事務局からお願いします。

○古澤政策評価室長 ありがとうございます。事務的な点だけでございます。今、片田座長からございましたように、関先生のご意見（※）も踏まえた上で、6月中に先生のところにそれ

ぞれお届けさせていただければと思います。

今回は、実績評価でございます。7月末から8月、お手元に予定の確認表があると思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、来年は政策評価の実施が会計年度になりますので、有識者会議の時期は3月ということで、セットさせていただければと思います。

以上です。

○片田座長 予定の議題は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

会議を終了いたします。

午後6時00分 閉会

(※) 関委員より提出されたご意見は、以下のとおりです。

金融に対して次の3点を期待します。

- ① 金融資産の仲介機能を最大限に活用した機動的な成長資金の供給。個人金融資産1500兆円をはじめとする国内金融資産の仲介機能を活用し、企業との長期的な関係に基づき世界戦略実行をサポートすることにより世界の成長を日本へ取り込むことを期待します。
- ② 企業の成長段階、事業展開に応じた多様な資金調達手段の提供。企業が新しい海外地域、産業の川上/川下での事業展開、大規模なM&Aなど、従来と異なる事業リスクを取っていく中で財務体質（格付）の維持と株主価値の希薄化回避等の複合的なニーズに合致した金融手段の提供を期待します。
- ③ グローバルなM&Aに関する総合的なアレンジメント機能の強化。金融機関のネットワークを活用した、M&A候補企業の選定、対象企業・産業・ファンド等に関する情報収集と評価、買収資金の調達等を含む総合力を期待します。

これらを進める上で、すでに、銀行・証券のファイアーウォールの規制の見直しなど、金融の競争力を強化する施策の方向付けを行っていただきました。これらの施策を具体的かつ強力に進めていただくことをお願いします。

更に、欧米金融機関がM&Aに象徴される積極的な活動を進める中であって、日本の金融機関が欧米金融機関とイコール・フットイングで金融サービスを提供するよう政策を進めていただくことが必要であり、金融持ち株会社による事業会社の出資規制については、極めて重要な課題として今後の検討をお願いいたします。